

# 住み慣れた地域で 介護サービスが受給できます

お問い合わせ先:チャーがんじゅう課 ☎862-9010

今回は平成18年度開設予定(済み)の認知症専用**デイサービス**、**グループホーム**、そして、通って泊れるまったく新しいサービス**小規模多機能型居宅介護**を紹介します。

## 認知症対応型通所介護 ～認知症専用デイサービス～

通所介護計画に基づき機能訓練および入浴、食事など日常生活上のケアを提供する日帰りのサービスです。

通う

### 認知症対応型通所介護(認知症専用デイサービス)

| 連番 | 事業所又は法人名     | 開設予定    | 電話番号     | 地区 |
|----|--------------|---------|----------|----|
| 1  | デイサービス 久米の家  | 12月開設済み | 863-0836 | 本庁 |
| 2  | デイサービス いすみの家 | 12月開設済み | 852-0196 | 小禄 |

## 認知症対応型共同生活介護 ～グループホーム～

認知症の方が9人(1ユニット)という少人数でともに生活する施設です。食事の支度、掃除、洗濯などをスタッフの支援を受けながら家庭的な雰囲気の中で生活する施設です。

住む

### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

| 連番 | 事業所又は法人名 | 開設予定   | 電話番号     | 地区  |
|----|----------|--------|----------|-----|
| 1  | 若狭の家     | 3月開設予定 | 951-0551 | 本庁  |
| 2  | ビボあいわ    | 3月開設予定 | 946-5558 | 本庁  |
| 3  | 大道が丘     | 3月開設予定 | 885-0036 | 真和志 |
| 4  | がじゅまる荘   | 3月開設予定 | 836-3553 | 真和志 |
| 5  | 小禄       | 3月開設予定 | 858-0102 | 小禄  |

## 小規模多機能型居宅介護 ～泊まれるデイサービス～

利用者は「通い」ながら、様態や希望に応じて随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて利用できます。なじみの職員による安心できめの細かいケアが受けられます。

通って泊まる

### 小規模多機能型居宅介護(泊れるデイサービス)

| 連番 | 事業所又は法人名   | 開設予定    | 電話番号     | 地区     |
|----|------------|---------|----------|--------|
| 1  | 若狭         | 3月開設予定  | 951-0550 | 若狭小学校  |
| 2  | (医療法人 城南会) | 3月開設予定  | 836-3553 | 城岳小学校  |
| 3  | くくば原       | 4月開設予定  | 832-9980 | 仲井真小学校 |
| 4  | 大道         | 3月開設予定  | 885-0018 | 大道小学校  |
| 5  | デイサービス識名   | 12月開設済み | 836-3553 | 上間小学校  |
| 6  | ノア         | 3月開設予定  | 886-7981 | 城東小学校  |
| 7  | うまんちゅ 首里   | 12月開設済み | 884-6666 | 城北小学校  |

通い

楽しいレクリエーションや機能訓練を行います。



訪問

必要なときはスタッフが自宅に伺いサービスを提供



泊り

安心してゆったりとした宿泊サービスを提供します。



### サービス利用者の負担額

このサービスの利用料はサービスをいくら利用しても1月の利用料は定額ですが、負担額は、介護度により変わります。

1月当たり(円)

|        |        |
|--------|--------|
| 経過的要介護 | 4,469  |
| 要介護1   | 11,430 |
| 要介護2   | 16,325 |
| 要介護3   | 23,286 |
| 要介護4   | 25,597 |
| 要介護5   | 28,120 |

※但し、食事代、宿泊費、オムツ代、日用品などは別途徴収されます。

上記サービスの利用を希望する方は、居宅支援事業所の**ケアマネジャー**、又は**当該施設**に直接利用の相談を行ってください。各事業所が利用申込を受け付けます。各事業所と那覇市と協議の上、利用申込者の中からサービスの必要性を考慮し決定します。

※なお、定員に達し次第、募集は終了させていただきます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律により、平成18年11月1日から、営利を目的とした住民基本台帳の一部の写しの閲覧はできません。詳しくは市民課へお問い合わせください。 ☎862-3274 市民課

県内初の  
取り組み

# 民間施設に自動交付機が設置されます。

身近な場所で住民票・税証明等の交付。



目を引くカラフルなデザインが目印(市内2か所に設置される自動交付機)

現在、那覇市役所本庁には、住民票などを交付する自動交付機が1台設置されています。

このたび、「財 地方自治情報センター(LASDEC)の助成を受け、本市と南風原町共同で両市町の住民が利用できる広域自動交付機を設置する実証実験を、2月9日(金)から行います。

今回の実証実験は、市民のみならずの利便性向上のために、自動交付機を市町村の施設ではなく、商業施設などの民間施設に設置することや、実際の居住地以外の場所で住民票などの発行が受けられるなど、県内では、初めての試みとなります。

設置する自動交付機については、市内に2台、南風原町役場に1台となっており、これまで、土日などの利用では本庁に設置されている同機を利用してもらっており、距離的にも不便な地域もありました。

今後は、新都心地区とモノレール首里駅近くに設置することで、距離的な負担解消や商業施設への設置による利便性の向上が見込まれます。

●**市内設置場所**  
●りうばう天久店内(新都心地区)  
●りうばう首里店内(モノレール首里駅近く)  
※4月下旬に設置予定。それまでの間は、市役所本庁ロビーへ仮設置します。

●**利用できる方**  
「なほ市民カード」または「住民基本台帳カード」をお持ちで、サービス利用の暗証番号登録済みの方

●**発行できる証明書の種類**  
●住民票の写し  
●印鑑登録証明書  
●所得証明書、課税証明書  
●軽自動車検査納税証明書、固定資産証明書  
●**自動交付機の取扱時間**  
●毎日午前9時～午後10時(但し、12月31日～1月3日を除きます)  
お問い合わせ  
市民課 ☎862-3274

「那覇市国民保護計画(素案)」作成について市民のみなさまのご意見を募集します。

市では、万が一、武力攻撃事態などが発生した場合に備え、国民保護法に基づき、市民の生命、身体および財産を保護し、武力攻撃災害による被害を最小にするための避難、救援などの措置を盛り込んだ「那覇市国民保護計画(素案)」を作成しました。

この素案について、平成19年2月1日(木)から、市民のみなさまからの「意見・ご提案を広く募集します。

●**国民保護法とは**  
国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)は、武力攻撃事態やテロ攻撃などが発生した際に、国および地方公共団体などが、国民の安全を確保するため、その組織および機能の全てを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するなど、国全体として万全の体制を整備することを目的としています。

●**市の役割**  
市では、「国民保護法」に基づいて、「那覇市国民保護計画」を平成18年度中に作成することとしています。

これは、武力攻撃事態などに対処するため、平素から「の備えや予防、応急対策および復旧・復興対策について、県や地方行政機関などを含めた総合的かつ計画的な対策を定めます。

本計画は、市民の生命、身体および財産を保護する責務にかんがみ、国民保護措置を的確かつ迅速に実施

し、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的としています。

●**案件名**  
「那覇市国民保護計画(素案)」

●**資料の入手期間・入手方法**  
平成19年2月1日(木)から3月2日(金)まで、  
・那覇市ホームページ  
・消防本部3階市民防災室  
・市役所本庁3階市政情報センター  
・3支所で閲覧できます。

●**提出方法**  
・期限 平成19年3月2日  
・所定の用紙に住所、氏名、電話番号を明記し、①メール、②ファクシミリ、

## 「那覇市若年者雇用安定化推進事業奨励金」の 平成18年度申請漏れはありませんか？

市では、若年者の雇用の安定を推進するため、若年者を雇用した事業主に奨励金を支給します。

厳しい雇用状況が続いているなか、明日の沖縄を担う若者を、地域が一体となって応援する必要があります。雇用の機会を与えて頑張る事業主を支援します。

この事業は若年者の雇用安定を目的に、実務経験の少ない若年者を、国のトライアル雇用(試行雇用)に続いて、市が支援することにより、継続的な雇用に結び付け雇用の安定を図ります。

【奨励金の内容】  
国(ハローワーク)のトライアル雇用に引き続き若年者労働者を常用雇用した事業主に対して2か月間奨励金を支給します。  
奨励金 4万円×2か月＝8万円

【申請要件】  
●那覇市に事業所を有している。  
●雇用保険適用事業所である。  
●対象労働者を、試行雇用後引き続き常用雇用している。  
●「那覇市企業立地促進奨励助成金」、「那覇市母子家庭等職業自立支援事業奨励金」および「那覇市障害者雇用安定化推進事業」の交付を受けていない。

【若年者(対象労働者)の要件】  
●国が実施するトライアル雇用事業の試行雇用開始時点で30歳未満の者  
●常用雇用された日以降市内に住所を有する者  
お問い合わせ 労働農水課 雇用対策室 ☎951-3209

## 上下水道局庁舎が移転します。

那覇市上下水道局は、那覇市寄宮2丁目32番1号の現庁舎から、新都心の新庁舎へ平成19年2月10日に移転します。

業務開始は2月13日を予定しています。所在地および電話番号は、以下のとおりです。

【所在地】  
〒900-0006 那覇市おもろまち1丁目1番1号

【電話番号】

|        |          |
|--------|----------|
| 総務課    | 941-7801 |
| 企画経営課  | 941-7802 |
| 財政課    | 941-7803 |
| 料金課    | 941-7804 |
| 管理課    | 941-7805 |
| 配水課    | 941-7806 |
| 工務課    | 941-7807 |
| 下水道課   | 941-7808 |
| 契約検査課  | 941-7809 |
| 給排水設備課 | 941-7810 |

お問い合わせ 上下水道局総務課  
\*2月9日までは☎832-4171  
\*2月13日から ☎941-7801

